



九運保環第314号  
令和4年9月28日

九州トラック協会長 殿

九州運輸局自動車技術安全部長

踏切横断時における事業用自動車の安全確保の徹底について

9月26日、佐賀県杵島郡江北町の長崎線江北駅付近の踏切内において、本来通行できない踏切を渡ろうとしたトラックが、脱輪し立ち往生するという事案が発生しました。運転者が踏切非常ボタンを押したことにより、幸いにも列車と衝突する事故には至りませんでしたが、一歩間違えれば多数の負傷者を生じる重大事故にもつながりかねません。

つきましては、踏切事故を未然に防止するため、下記事項について貴会会員に対し改めて周知徹底をお願いいたします。

記

- (1) 点呼時において、運転者に対し、通行が可能な経路を選択するなど事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を行うこと。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条関係)
- (2) 乗務員に対し、踏切内で運行不能となった場合は、踏切非常ボタンを押すなど速やかに列車に対し適切な防護措置をとるよう指導すること。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第16条関係)
- (3) 運転者に対する指導・監督において、運転者があらかじめ運行経路についての情報を把握し、通行が困難な経路を避けるなど適切な運行経路を選択するよう促すこと。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条関係)



## 踏切内での運行不能時の措置

### ◆迅速に適切な防護措置をとる

運転者は、事業用貨物自動車が故障などにより、踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとらなければいけません。

- ・警報機のある踏切では、警報機の柱などに取り付けられている「非常ボタン」を押します。
- ・非常ボタンがない踏切では、「発炎筒」などを用いて列車に合図を送ります。なお、「発炎筒」などが無い場合は、煙の出やすいものを燃やして列車に合図を送ります。

※事業用貨物自動車の運転の補助に従事する乗務員も同様です。

